

## 大臣令 80.K/MB.01/MEM.B/2025 号

2025 年 3 月期第 1 四半期の基準鉱物価格および基準石炭価格について

全能の神の恵みによって

インドネシア共和国 エネルギー・鉱物資源大臣

以下を考慮する：

金属鉱物及び石炭の売却のための基準価格の決定手続に関する 2017 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 7 号第 6 条第 6 及び第 8 条第 6 項の規定を実施するため、直近では金属鉱物及び石炭の売却のための基準価格の決定手続に関する 2017 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 7 号の第 3 次改正に関する 2020 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 11 号及びエネルギー・鉱物資源大臣令第 72 号により数回改正された。K/MB.01K/MB.01/MEM.B/2025（金属鉱物商品・石炭販売のための基準価格決定のためのガイドラインに関する省令）、2025 年 3 月第 1 期間の基準金属鉱物価格および基準石炭価格に関するエネルギー・鉱物資源大臣令を規定する必要がある；

以下の観点から：

1. 鉱物および石炭採掘に関する 2009 年インドネシア共和国法第 4 号（2009 年インドネシア共和国政府公報第 4 号、インドネシア共和国政府公報第 4959 号の補足）、鉱物および石炭採掘に関する 2009 年インドネシア共和国法第 4 号の改正に関する 2020 年インドネシア共和国法第 3 号（2020 年インドネシア共和国政府公報第 147 号、インドネシア共和国政府公報第 6525 号の補足）によって改正された；
2. 鉱物・石炭採掘事業管理実施の指導監督に関する 2010 年政府規則第 55 号（2010 年インドネシア共和国官報第 85 号、インドネシア共和国官報第 5142 号の補足）；
3. 鉱物・石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年インドネシア共和国政府規則第 96 号（2021 年インドネシア共和国官報第 208 号、インドネシア共和国官報第 6721 号の補足）、鉱物・石炭採掘事業活動の実施に関する 2021 年インドネシア共和国政府規則第 96 号の改正に関する 2024 年インドネシア共和国政府規則第 25 号（2024 年インドネシア共和国官報第 89 号、インドネシア共和国官報第 6921 号の補足）により改正された；
4. エネルギー・鉱物資源省に関する 2024 年大統領規則第 169 号（インドネシア共和国 2024 年第 365 号）；
5. 金属鉱物および石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続に関する 2017 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 7 号（インドネシア共和国 2017 年国家官報第 100 号）は数回改正され、最近では、金属鉱物および石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続に関する 2020 年エネルギー・鉱物資源大臣規則第 11 号（金属鉱物および石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続に関するインドネシア共

和国 2017 年国家官報第 100 号) の第 3 次改正によって改正された。

金属鉱物および石炭の売却のためのベンチマーク価格の決定手続きに関する 2017 年エネルギー鉱物資源大臣規則第 7 号 (インドネシア共和国 2020 年国営公報第 369 号) ;

6. エネルギー鉱物資源省の組織および業務手続きに関する 2024 年エネルギー鉱物資源大臣規則第 9 号 (インドネシア共和国官報 2024 年第 414 号) ;
7. エネルギー鉱物資源大臣令第 72.K/MB.01/MEM.B/2025 号「金属鉱物・石炭商品販売のための基準価格決定のためのガイドライン」;

決定事項 :

決定 :

2025 年 3 月期第 1 四半期の基準金属鉱物価格及び基準石炭価格に関するエネルギー鉱物資源大臣の政令

- 第 1 : 2025 年 3 月第一期の金属鉱業指標価格 (以下、HMA と称する) を、本省令の不可欠な部分である別添 I に記載された金額で決定すること。
- 第 2 : 2025 年 3 月第一期の石炭指標価格 (以下、HBA) を、本省令の一部である別添 II に記載された金額で決定すること。
- 第 3 : 第 1 で言及されている 2025 年 3 月第一期 HMA は、2025 年 3 月第一期 HPM (以下、金属鉱物基準価格) 算出の基礎として使用される。
- 第 4 : 第 2 で言及されている 2025 年 3 月第一期 HBA は、2025 年 3 月第一期 HPB (以下、石炭基準価格) 算出の基礎として使用される。
- 第 5 : この省令は、将来この省令に誤りがあった場合、法令の規定に従って適宜修正することを定めて、規定の日からする。

施行日 : 2025 年 3 月 1 日ジャカルタ

エネルギー鉱物資源大臣 インドネシア共和国

署名 :

バフリル・ラハダリア

コピー先 :

1. 経済担当調整大臣
2. 財務大臣
3. 貿易大臣
4. 財務省関税・物品税局長

- 5.財務省主計局長
  - 6.貿易省対外貿易局長
  - 7.エネルギー・鉱物資源省事務局長
  - 8.エネルギー・鉱物資源省監察官
  - 9.鉱物・石炭総局長
  - 10.インドネシア全土の知事
- コピー・オリジナル  
エネルギー・鉱物資源省 局長

バンバン・スジト

付属書 II (ANNEX II)

インドネシア共和国 エネルギー・鉱物資源大臣決定

番号：80.K/MB.01/MEM.B/2025

日付：2025年3月1日

2025年3月期第1四半期の基準鉱物価格および基準石炭価格について

2025年3月期第1四半期のHBA

No	商品	単位	価格	
1.	石炭 (6,322GAR)	US\$/トン	128.24	発熱量 6,322kcal/kg GAR、総水分 12.26%、総硫黄分 0.66%、灰分 7.94%
2.	石炭 (5,300GAR)	US\$/トン	82.66	発熱量 5,300kcal/kg GAR、総水分 21.32%、総硫黄分 0.75%、灰分 6.04%
3.	石炭 (4,100GAR)	US\$/トン	50.70	発熱量 4,100kcal/kg GAR、総水分 35.73%、総硫黄分 0.23%、灰分 3.9%
4.	石炭 (3,400GAR)	US\$/トン	34.16	発熱量 3,400kcal/kg GAR、総水分 44.30%、総硫黄分 0.24%、灰分 3.88%

エネルギー・鉱物資源大臣

インドネシア共和国

署名

バフリル・ラハダリア

原本と相違なし

エネルギー・鉱物資源省 法務局長

バンバン・スジト